

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在のC労働組合に採用され、同組合B支部において書記として勤務していた。請求人は、平成○年○月○日、乗用車を運転して帰宅する途中、交差点にて停車していたところ、後方から走行してきた自動車に追突され負傷し（以下「本件通勤災害」という。）、同日、D病院に受診して「頸部捻挫、胸部挫傷」と診断された。

その後、請求人は、複数の医療機関にて療養を継続していたところ、平成○年○月○日、E病院に受診し「頸髄腫瘍」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤災害によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から同年○月○日までの間の療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) まず、本件傷病と本件通勤災害との相当因果関係について検討すると、以下のとおりである。

F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「本件傷病の原因は不明である。本件傷病と労災事故との相当因果関係については考えにくい。」と述べており、また、G医師は、診療録添付の平成○年○月○日付け「診療経過に関する担当医の所見」において、要旨、「腫瘍性病変が以前から認めたC6／7の脊髄内の線状陰影部に生じたことは明らかであるが、この線状の病変が事故により生じた可能性はあるものの、腫瘍化したことと事故との関係は医学的には明らかとは言い難いと考える。事故による外傷性病変の瘢痕部に生じた腫瘍の可能性はあるが、直接因果関係ありとは言い切れないと考える。」と述べている。さらに、労働局地方労災医員H医師は、平成○年○月○日付け面談録取書において、要旨、「交通事故の外傷から腫瘍が発生する可能性は聞いたことがなく、不明である。不明だから完全否定はできないが、外傷があればガン化するという定説はない。」と述べている。

当審査会としても、上記医証に鑑みると、決定書理由第2の2の(2)のAに説示するとおり、本件傷病と通勤災害との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(2) なお、請求人らは、請求人の傷病について、本件傷病とした診断自体が誤りであり、G医師はせき髄損傷であると確定診断していることから、当該傷病で

あるとして検討すべきであり、同医師は通勤災害に関係があるとの見解であると主張しているので、以下検討する。

G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名を頸髄損傷と判断した根拠は、摘出後の病理診断上、腫瘍性病変ではなく、いわゆる瘢痕組織と考えられる *gliosis*（以下「グリオースス」という。）であり、損傷に伴う瘢痕と考えられるためである。」と述べ、また、同年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日の事故により、頸椎椎間板ヘルニアが生じたと考えるので、交通事故→頸椎椎間板ヘルニア→脊髄に対して圧迫を来とし、同部位にグリオーススを生じたものとする。」と述べている。これに対し、I医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「J医療センターで平成○年○月○日に撮影されたMRI上、C6／7に加齢による軽度の椎間板変性を認めるが、せき髄圧迫や神経根の圧迫所見はほぼなく、せき髄内は正常と考える。医療センターの平成○年○月○日撮影のMRI及びE病院の同年○月○日撮影のMRIでも基本的には変化はない。E病院の平成○年○月○日撮影のMRIでは、C5からC7にかけて、T2高輝度の異常所見を認める。同病院の同月○日撮影のMRIでは、C6／7高位に円形の腫瘍状の病変を認める。（上記G医師の所見について）交通事故によるC6／7の頸椎椎間板ヘルニアの発生は考えにくく、加齢による頸椎椎間板ヘルニアと考える。画像上、平成○年、平成○年、平成○年と比較すると、平成○年○月のMRIでは明らかな病変を認めるが、事故により誘発された可能性は否定できないものの、時間的経過、画像より考えにくい。」と述べている。一方、K医師作成の平成○年○月○日付けL医師あて診療情報提供書（紹介状）の「治療経過」には「医療センターの整形外科では、頸椎のMRIは正常範囲で問題ないとの判断であった。」旨記載されている。

当審査会としては、改めて本件資料におけるMRIの読影を行うとともに、上記I医師及び医療センターの整形外科の所見を精査したが、事故による頸椎椎間板ヘルニアの発症は考え難いと判断するところであり、また、MRI画像上から頸椎椎間板ヘルニアによる脊髄圧迫や神経根の圧迫はほとんど認められていないことから、G医師の意見を採用することはできないものと判断する。

したがって、請求人らの主張は認められない。

(3) 以上のことから、当審査会としても、本件傷病については、本件通勤災害と

の相当因果関係を認めることはできず、したがって、請求人の本件傷病は通勤による負傷に起因するものとは認められないと判断する。

(4) なお、改めて審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。